

個人情報を含む廃棄文書の運搬中における飛散と回収について

令和4年6月3日
京丹後市役所

事案の概要

京丹後市市長公室大宮市民局の職員2人が、廃棄処分する文書を公用車（トラック）で運搬中に、個人情報を含む文書が運搬中に飛散し、回収する事案が生じました。

今回の事案の発生につきまして心よりお詫び申し上げますとともに、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1 発生日時

令和4年6月2日 午前9時から9時20分頃

2 発生場所

京丹後市役所大宮庁舎から峰山クリーンセンターに至る道路及び周辺
（「参考1」のとおり）

3 回収した文書

平成13年度 町府民税・固定資産税・国民健康保険税集合徴収課税台帳 21枚
（当該文書のサンプルは「参考2」のとおり）

※ 文書回収の状況について

走行ルートは特定されており、飛散発覚後2日間、延べ41名の職員が徒歩等により当該ルート上の道路両側を徹底し搜索（別紙参照）した状況から、飛散した文書はこれ以外にはないと判断しています。

< 搜索・回収の状況 >

運搬したトラックの荷台には、15箱の段ボール箱と市指定の可燃ごみ袋7～8袋を平積みで積載し峰山クリーンセンターに運搬。到着後、廃棄する際にはトラックに積んだ段ボール箱は15箱あり、段ボール箱から文書を焼却炉に投入する際、各箱について飛散の外形的状況及び特段の重さの目減りは感じる事がなかったと作業した職員に確認。

6月2日午前10時20分頃、市民が当該文書（3枚）を大宮庁舎に持参され飛散が判明。飛散が確認された後、同日午前10時25分頃から職員による車両及び徒歩による搜索（最大8班16名体制）を開始し、同日21枚を回収。これに加え、更に念のため、翌6月3日午前中、8班16名体制で道路の両側50～100m、河川にあっては下流域まで幅を広げ徒歩により搜索した結果、新たな回収はなかったもの。

回収した21枚の文書は同種のものであり、飛散したのは一つの段ボール箱の表面の層にあるものであったと考えており、更なる運搬中の飛散した文書はないと判断しています。

4 原因

運搬に使用した段ボール箱の密閉が一部、不十分であったため、飛散したもの。

5 今後の対応

今回の事案を受け、今後このようなことが生じないように、文書廃棄を行う際はワゴン車による運搬を原則とし、やむを得ずトラックを使用する場合は、ガムテープ、ビニールシート等により飛散防止策を徹底するよう、職員に指導・徹底し、万全な再発防止に努めます。

お問い合わせ先

市長公室 大宮市民局長 川口

電話：0772-69-0712

<経過と対応の詳細>

令和4年6月2日(木)




- (1) 午前 9時00分頃 大宮庁舎に保存してあった公文書を廃棄するため、大宮市民局職員2人がトラック(1.25t)に廃棄文書を積載し庁舎を出発し、9時50分に帰庁。
- (2) 午前10時20分頃 大宮町口大野在住の市民が家の前に落ちていた廃棄文書(3枚)を大宮庁舎に持参され飛散が判明
- (3) 午前10時25分頃～ 大宮市民局の職員が2班(2人1組)体制で走行ルート of 全線を探索(車両及び徒歩)し、道路、水路、水田から新たに13枚を回収
- (4) 午後1時15分頃～ 大宮市民局の職員が2班(2人+1人)体制で走行ルートの探索幅を午前の探索(車両及び徒歩)より20mから30m広げ、車両及び徒歩で新たに2枚を回収。
- (5) 午後4時50分頃～
午後6時30分終了 探索体制の強化。
大宮市民局2人、税務課12人、峰山市民局2人の職員が8班体制で探索に加わり、走行ルートを全て徒歩で探索幅を更に30mから50mに広げ、新たに3枚を回収

令和4年6月3日(金)

- (6) 午前9時00分～正午 税務課及び6市民局の職員が8班体制(18名)で走行ルートの探索幅を更に50mから100m、河川にあつては下流域に広げ、徒歩で探索。新たな回収は無し。

- ・回収総枚数 21枚
- ・探索延べ人数 41人
- ・走行ルート 4往復以上
- ・探索幅 100m



	・・・ 車両の運行経路
	・・・ 落下した書類の回収地点
	・・・ 回収地点と回収枚数

参考2

平成 年度 町府民税・固定資産税・国民健康保険税集合徴収課税台帳

※

世帯識別
通知番号

金融機関
預金種目
口座名義人
納付方法

平成

様

税目	納期限										前納報奨金	
	第1期(6月分)	第2期(7月分)	第3期(8月分)	第4期(9月分)	第5期(10月分)	第6期(11月分)	第7期(12月分)	第8期(1月分)	第9期(2月分)	第10期(3月分)		年税額
町府民税												
固定資産税												
国民健康保険税												
合計												

(単位：円)

所得内訳	給与収入		営業所得		不動産所得		配当所得		公的年金収入		雑所得		初期・長期一時所得
	給与所得	給与所得控除	営業所得	営業所得控除	不動産所得	不動産所得控除	配当所得	配当所得控除	公的年金収入	公的年金収入控除	雑所得	雑所得控除	
雑所得内訳													
雑所得控除													
雑所得合計													
所得内訳													
所得内訳控除													
所得合計													
課税標準額													
町民税													
府民税													
固定資産税													

(単位：円)

課税標準額	基礎控除		均等割額		資産税相当額		課税標準額の合計		課税標準額		課税標準額		年税額
	基礎控除	基礎控除控除	均等割額	均等割額控除	資産税相当額	資産税相当額控除	課税標準額	課税標準額控除	課税標準額	課税標準額控除	課税標準額	課税標準額控除	